

建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

国分寺地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
国分寺地区	1	男女共同参画社会の実現	<p>●男女共同参画社会の実現について</p> <p>平成24年1月に基本構想の一部を修正し、現在、基本計画を策定中とありますが、集約された市民からの意見を速やかに公表し、今後の施設整備に反映させていただきたい。</p> <p>また、施設面とともに、ソフト面での男女共同参画社会の実現対策をより強力に進めていただきたい。</p>	市民政策局	政策課男女共同参画推進室	<p>男女共同参画センターの移転整備については、基本構想を踏まえ、今年7月、施設のゾーニングなどを定めた「高松市男女共同参画センター基本計画」を策定いたしました。</p> <p>策定に当たりましては、男女共同参画推進懇談会やパブリックコメントなどにおいて、市民の皆様のご意見をお聞きするとともに、その内容をホームページで公開しているところでございます。</p> <p>移転後におきましては、現在、参画センターで実施している事業の継続を基本とする中で、同一施設内に整備することも未来館や平和記念館を含めた3館が、お互いの強みを生かした複合施設ならではの事業展開を図るなど、ソフト面におきましても、男女共同参画社会の実現に向けた機能の充実に努めてまいります。</p>
国分寺地区	2	地域環境の保全	<p>●猫の飼い方の指導について</p> <p>近年、猫の放し飼いによる被害が多発しており、他家の畑や庭を歩き回り用便のための穴を掘り、野菜や花の種・苗を傷める他、糞尿の不衛生さにも苦慮しています。</p> <p>市民個々の防御対策については、一時的な効果はあるものの、限度があり、抜本的な解決には至っていない状況下にあります。</p> <p>こうした現状を踏まえ、「放し飼い禁止の条例化」の検討も含め、市からの個別指導・啓発等を強化していただきたい。</p>	健康福祉局	保健所生活衛生課	<p>猫の所有者等に対しては「動物の愛護及び管理に関する法律」では、人の生命、身体もしくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること、環境省告示では、周辺環境保全のため、公園や道路等公共の場所および他人の土地、建物等を糞尿等で汚すことのないよう、また、疾病の感染防止や猫同士のけんか等不慮の事故防止等のため、室内飼養に努めることと定められております。</p> <p>条例化については、まず、他都市の制定状況等を調査、研究してまいりたいと存じます。</p> <p>指導、啓発等については、現在、猫の所有者に対して、所有者明示の必要性、室内飼養および繁殖制限について広報等を行うことにより所有者のマナー向上を図っているところでございます。また、飼い猫によって迷惑を被っている場合は、所有者等に対して個別に助言等の対応を行うとともに、迷惑を被っている方に対しては、短期間ではございますが無料で猫侵入防止装置（ガーデンバリア）の貸出しを行っているところでございます。さらに、猫については1世帯につき1年度2匹まで不妊去勢手術費用の一部補助制度があることもあわせて広報し、むやみに繁殖させないよう制度を設けているところでございます。</p> <p>今後におきましても啓発チラシなどを活用し、さらなる個別指導や啓発を実施するとともに、猫侵入防止装置の台数を増やすことや有効な周知啓発方法を調査、研究してまいりたいと存じます。</p>
国分寺地区	3	家庭教育の充実	<p>●街区公園（旧児童公園）の設置について</p> <p>当地区は人口増が顕著で新興住宅地が拡大しつつあることから、市道で遊ぶ子供を、多々、見かけるようになりました。</p> <p>街区公園の設置基準は、誘致距離250mの範囲内で、1箇所当たり面積0.25haとお聞きしています。</p> <p>高松市緑の基本計画において、街区公園の整備目標を定めていると思いますが、当地区の実情を勘案の上、安全・安心のまちづくりに向けて、早急に、街区公園の新設を検討していただきたい。</p>	都市整備局	公園緑地課	<p>街区公園の設置基準は、1箇所当たり面積0.25haとしており、「第2次高松市緑の基本計画」において、身近な公園として「1小学校区1公園」の整備を目標としており、その優先順位は、公園が無い小学校区を優先的に整備することとしております。当該地区の街区公園新設につきましても、同計画に基づき、検討してまいりたいと存じます。</p> <p>また、一定規模の開発行為（新興住宅地）を行う時は、生活環境の提供を図る目的で、一定水準が保てるよう開発公園の設置が定められており、当該地区の街区公園を補完する公園として整備が行われているところでございます。</p> <p>「参考」国分寺地区内の公園等設置数（現況）  街区公園 1箇所、地区公園 2箇所、ちびっこ広場 8箇所、開発公園（市管理）16箇所  計 27箇所 面積15.12ha</p>

## 建設計画に係る平成25年度および26年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

国分寺地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
国分寺地区	4	生涯学習・生涯スポーツの充実	<p>●高松国分寺ホールの管理運営について オープンを来年の4月に控えている現在は、ホール使用料や利用料金の減免について関心があるところです。 6月議会において、「高松国分寺ホール条例」が制定され、今後、25年4月オープンに向け準備が進められることとなりますが、市民が利用しやすいホールとなるよう「使用料の減免」の考え方も含め、管理運営方針について適切に対応をお願いしたい。</p>	創造都市推進局	文化芸術振興課	<p>高松国分寺ホールの管理運営については、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用しつつ、利用者へのサービス向上を図るとともに、経費の削減を図る必要があることから、指定管理（公募）を採用するとともに、利用料金制を導入することとしております。 使用料の減免については、利用料金制を導入することとしていることから、指定管理者が行うこととなりますが、適切に対応するよう指導してまいりたいと存じます。</p>
国分寺地区	5	教育環境の整備	<p>●福祉センター内武道館の在り方について 現在、武道館の在り方について検討されているところですが、現在利用している中学校・地域スポーツ団体等と十分な調整の上、支障が生じないように、適切に対応をお願いしたい。</p>	教育局 健康福祉局 創造都市推進局	総務課 長寿福祉課 スポーツ振興課	<p>現在のところ、中学生が部活動などで福祉センター内の武道館を利用しておりますが、今後、学校関係者の意見も伺いながら、中学校の複数ある屋内運動場の改修等により、授業や部活動の練習場所の確保を図ってまいりたいと考えております。また、改修した施設は、地域への開放についても配慮してまいりたいと考えております。（教育局総務課・長寿福祉課）</p> <p>学校内に武道場が整備されるまでは、福祉センター内の武道館の利用を継続してまいります。なお、整備後につきましては、同施設を地域のスポーツ団体にも開放するよう働き掛けてまいりたいと存じます。（スポーツ振興課）</p>
国分寺地区	6	都市基盤の整備	<p>●JR端岡駅周辺整備計画の策定と事業の推進について まちづくりプラン（建設計画）に記載されている、駅北側の整備、駅南口の設置、アクセス道路や駅前広場の整備など、「JR端岡駅周辺の整備」計画の具体的策定と事業の推進をお願いしたい。</p>	都市整備局	都市計画課	<p>JR端岡駅は、一日平均の乗降客数が、約2,700人を数え、本市の西部地域の拠点となる国分寺地域の主要駅として、重要な役割を果たしているところでございます。 一方で、駅の利便性の向上を図るため、南側への改札口の設置や、それにアクセスする道路や駅北側の整備など、駅周辺における新たなまちづくりが、旧町時代からの懸案事項となっております。 こうした状況の下、平成21年7月に、地元が主体となり、JR端岡駅周辺整備検討協議会が設立されたことに伴い、本市といたしましても指導・助言を行うアドバイザーを派遣するなど、協議会への支援等に努めてきたところでございますが、現在のところ、関係者との協議が整わず、整備計画を策定するまでには至っていない状況でございます。 このため、駅周辺整備については北側と南側に分けて、個別に協議を進めることとされており、現在のところ、駅北側の整備について、地元自治会と地権者等との話し合いが進められているところでございます。 今後とも、駅利用者および地元関係者等の意見を反映し、地元住民の合意が得られる整備の在り方等について、引き続き協議会等を中心にして御検討いただくとともに、本市としても必要な支援等に努めてまいりたいと存じます。</p>
国分寺地区	7	行財政運営の効率化と支所等の機能整備	<p>●国分寺支所の総合センター（仮称）化について 支所・出張所の在り方が検討されており、市民により近いところで幅広く行政サービスが提供できるよう、地域の基幹となる総合センターを設置する方向にあります。 その際には、本庁から遠いこと、周辺人口が多く増えていること、周辺諸施設との集積効果が期待できることなどから、国分寺支所の総合センターへの昇格を、是非、お願いしたい。</p>	総務局 市民政策局	人事課行政改革推進室 地域政策課	<p>支所・出張所など、地域行政組織の在り方につきましては、地域の実情に適応した市民サービスの提供を可能とするため、現在の本庁と支所・出張所という二層構造を、本庁・総合センター（仮称）・地区センター（仮称）の三層構造とする基本構想の策定を進めているところでございます。 この基本構想では、総合センターの所管区域や、組織・人員体制の考え方、今後検討すべき課題等について、今年度中に定めることとしておりますが、総合センターの設置位置など、基本構想の具体案につきましては、来年度策定予定の「地域行政組織再編計画」において定めることとしており、御要望の総合センターの設置についても、その検討過程において、総合的に考えてまいりたいと存じます。</p>